

**重要文化財（建造物）二条城二の丸御殿台所及び二の丸御殿御清所耐震調査診断等業務
質問回答書**

質問 1 実施要領 5（4） 過去実績一覧表
・名勝の構成要素としての建築物の耐震診断および補強設計は実績として記載して良いでしょうか。
回答 1
・『平成 22 年度以降、重要文化財建造物に関する耐震診断又は耐震補強設計の業務を元請けとして受託し、完了した実績』を求めています。名勝の構成要素としての建築物であっても、その建築物が重要文化財建造物でなければ実績として認めません。
質問 2 実施要領 5（4） 過去実績一覧表
・一つの業務内に複数棟の建造物があり、棟毎の耐震診断および補強設計の実績がある場合、棟毎に実績として記載して良いでしょうか。
回答 2
・一つの業務内で複数棟の建造物を対象とされた場合であっても、契約一件につき実績一件とみなします。
質問 3 業務委託仕様書 2（2）イ（イ）仮設足場
・予備及び実施調査時の仮設設置やその手続きに関して、二条城特有の制約などありますでしょうか。
回答 3
・本業務では内部仮設足場の整備が必要と想定されますので、二条城特有の手続き（史跡現状変更許可申請）は必要ないと考えています。外部足場の整備が必要な場合は調査計画書に記載の上、職員と調整してください。 ・仮設足場の設置には、建造物の保存に影響を及ぼさないよう注意するとともに、以下の事項を守ってください。 <注意事項> ・元離宮二条城は、世界遺産に登録され、国内外から年間約 200 万人が来城するため、来城者の目を意識して行動すること。 ・本業務は通常通り開城している二条城敷地内で実施するため、来城者等の安全確保を図ること。 ・建造物内をはじめ、敷地内で汚損等のないよう十分注意すること。万が一、汚損等があった場合は、速やかに職員に報告し、職員の指示に従い現状復旧すること。 ・施工日時・作業時間等については、施設運営に支障をきたさないよう、職員と打合せを行い、工程の調整を行うこと。 <作業時間> ・原則として作業時間は午前 9 時から午後 5 時まで。土・日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、1/2～3、12/29～31 は作業不可。 <車両の制限>

- ・原則として4 t車までとする。これを上回る車両は職員の承諾を得ること。

＜車両の入退城と城内移動可能時間＞

	通常時		ライトアップ時	
	入退城	城内移動	入退城	城内移動
～ 7:30	応相談	可	応相談	可
7:30～ 8:30	東大手門のみ可		東大手門のみ可	
8:30～ 8:45	不可		不可	
8:45～ 9:00		不可	北大手門のみ可	
9:00～17:00	北大手門のみ可			不可
17:00～18:00	可	不可		
18:00～22:00		不可		
22:00～		応相談	可	

ライトアップは年3回（3～4月、7～8月、10～12月）

＜開城時間中(8:45～17:00)の城内車両移動＞

- ・開城時間中の城内車両移動は原則不可とする。
- ・必要な場合は、あらかじめ職員の承諾を得ること。
- ・開城時間中の城内車両移動が認められた場合、以下を遵守すること。

ア 作業員が車両を先導

イ 速度は時速5 km 以下

＜城内駐車＞

- ・城内の駐車はあらかじめ職員の承諾を得ること。
- ・場所は原則として「緑の園駐車場」（城内北東角）とする。
- ・車両を城内に駐車したまま日を超えることは原則不可とする。

質問4 委託仕様書 2（2）イ（オ）c 補強に係る経費の概算

- ・木工事分の経費の算定については建設物価・積算資料といった客観的資料が存在せず、概算が難しいと思われます。伝統技術が必要な工事については材工共除外としてよろしいでしょうか。
- ・補強に係る経費の概算（令和8年5月）となっていますが、概算に際しどの程度の添付資料が必要でしょうか。

回答4

- ・補強に係る経費の概算（令和8年5月）の段階では可能な限り客観的に示してください。添付資料は、その客観性を担保するものを付けてください。
- ・補強に係る経費の算定（全体業務終了時）の段階では以下のとおり客観的に示してください。『建設物価、積算資料に掲載されている材料を優先し、引用箇所を内訳書の備考欄に記載すること。なお、見積りが必要となる材料を使用する場合は、見積り提出可能な業者（3社）を参考資料として添付すること。』

質問5 委託仕様書 2（2）イ（オ）c 補強に係る経費の概算

- ・経費の算定について、建設物価、積算資料は何年何月のものを用いることとしますか。

回答5

- ・補強に係る経費の概算（令和8年5月）、補強に係る経費の算定（全体業務終了時）に

建設物価、積算資料を使用する場合は、その作業時に入手可能な最新のものを使ってください。作業スケジュールは調査計画書に記載の上、職員と調整してください。

質問 6 業務仕様書 2 (4) その他特記事項

・元離宮二条城保存整備委員会建造物部会の開催予定（時期・回数）がありましたらご教示ください。

回答 6

・元離宮二条城保存整備委員会建造物部会は年 3 回を予定しており夏、秋、冬に開催します。ただし、本業務に必要な専門的な確認は、部会とは別に部会長・委員 1 名（建築構造専門家）から成る分科会を設け、詳細な確認を受けることになるので、部会スケジュールとは別に予定することが出来ます。

・診断基準等に照らし、本市の判断を要する事項は、分科会に確認を受けます。本市の判断を要する事項・時期を調査計画書に記載の上、職員と調整してください（分科会は業務委託期間中 5 回程度を想定していますが、必要に応じて加除します）。

・企画提案書（スケジュール）においても、本市の判断を要する事項・時期を示していただけると、具体的な検討が盛り込まれた企画提案書として評価することができます。